

投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2025.6.16

ラップ向け2資産アロケーションファンドI(米国株式・世界債券)
ラップ向け2資産アロケーションファンドII(米国株式・世界債券)
ラップ向け2資産アロケーションファンドIII(米国株式・世界債券)
ラップ向け2資産アロケーションファンドIV(米国株式・世界債券)

追加型投信／内外／資産複合

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「ラップ向け2資産アロケーションファンド(米国株式・世界債券)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年5月30日に関東財務局長に提出しており、2025年6月15日に効力が生じております。

委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社
ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号
設立年月日:1985年8月1日
資本金:20億円
運用投資信託財産の合計純資産総額:41兆9,236億円
(2025年2月28日現在)
ホームページアドレス
<https://www.am.mufg.jp/>
お客様専用フリーダイヤル
0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
ファンドの財産の保管・管理等を行います。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券)))	年1回	グローバル (日本を含む)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

<ファンドの名称>

ファンドの名称について、正式名称ではなく略称で記載する場合があります。

なお、各ファンドを総称して「ラップ向け2資産アロケーションファンド(米国株式・世界債券)」という場合があります。

正式名称	略称
ラップ向け2資産アロケーションファンドI(米国株式・世界債券)	2資産ファンドI
ラップ向け2資産アロケーションファンドII(米国株式・世界債券)	2資産ファンドII
ラップ向け2資産アロケーションファンドIII(米国株式・世界債券)	2資産ファンドIII
ラップ向け2資産アロケーションファンドIV(米国株式・世界債券)	2資産ファンドIV

ファンドの目的・特色

ファンドの目的

米国の株式および世界(新興国を含みます。以下同じ。)の幅広い種類の公社債等(以下、世界の公社債等といいます。)を実質的な主要投資対象とし、利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

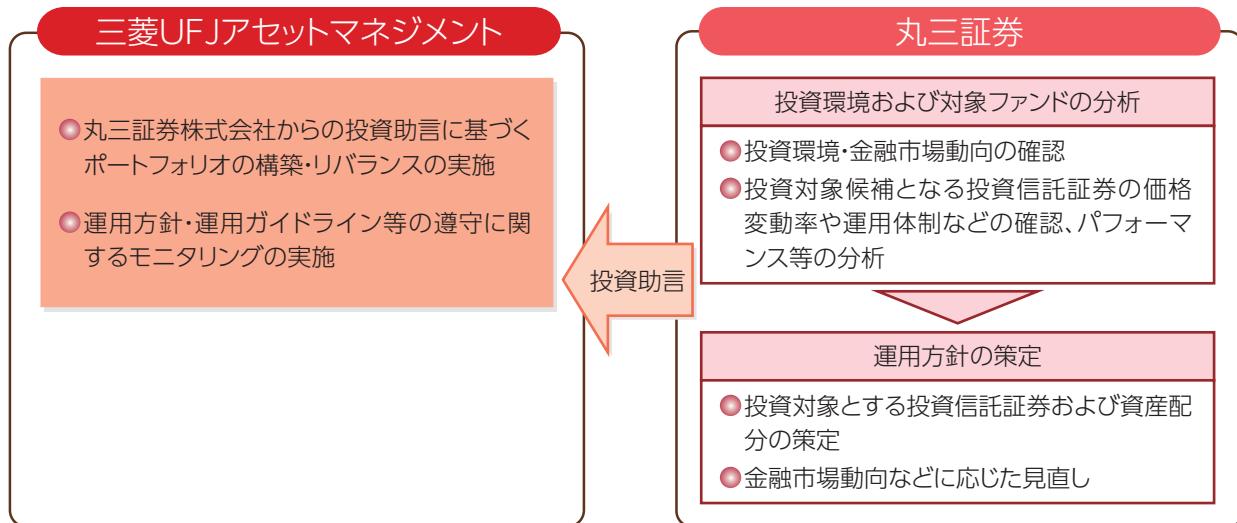
ファンドの特色



各ファンドは、丸三証券株式会社からの投資助言に基づき運用を行います。

- ファンドの運用にあたっては、投資対象とする投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます。)およびその投資比率について投資助言を受けます。
- 「指定投資信託証券」およびその投資比率は、投資信託証券の収益率や価格変動リスクの水準、価格変動率、投資環境等を勘案した定量・定性評価に基づき、決定します。なお、同様の観点にて適宜評価の見直しを行い、変更する場合があります。

<運用プロセスのイメージ>



!
上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

!
投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

特色
2

米国の株式および世界の公社債等を実質的な主要投資対象とします。

- 投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、主として米国の株式および世界の公社債等に投資を行います。
- 世界の公社債等とは、国債／政府機関債／社債／モーゲージ証券／資産担保証券／バンクローンなどです。また、ハイイールド債券や転換社債などにも投資を行う場合があります。
 - モーゲージ証券とは住宅ローン等の債権を担保として、資産担保証券はカード・自動車ローン等のローン債権を担保として発行された証券のことといいます。
 - バンクローンとは、銀行等の金融機関が主に投資適格未満の事業会社等に対して行う貸付債権(ローン)のことといいます。
 - ! 上記の債券が組入れられない場合や、上記以外の債券が組入れられる場合があります。
 - ! モーゲージ証券等は、金利が低下した場合、一般的に期限前償還が増加する傾向にあります。
- なお、指定投資信託証券は定量・定性評価に基づき、適宜見直しを行い、変更する場合があります。2025年5月30日現在、投資対象となっている投資信託証券は以下の通りです。

<S&P500インデックススマザーファンド>

米国の株式を主要投資対象とします。

- ・S&P500指数(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ・S&P500指数(配当込み、円換算ベース)をベンチマークとします。
- ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

<ピムコ バミニューダ インカム ファンド A - クラスY(USD)>

ピムコ バミニューダ インカム ファンド(M)への投資を通じて、世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に実質的な投資を行い、利子収益の確保および長期的な値上がり益の獲得をめざします。

- ! 派生商品については金利スワップ取引等に投資を行います。

※指定投資信託証券のうち、ピムコ社の運用する円建外国投資信託証券への運用の指図に関する権限は、ピムコジャパンリミテッドに委託します。

ピムコ社(PIMCO=Pacific Investment Management Company LLC)は1971年に米国で設立された債券運用に強みを持つ会社です。ピムコジャパンリミテッドは、PIMCOグループの日本における拠点です。

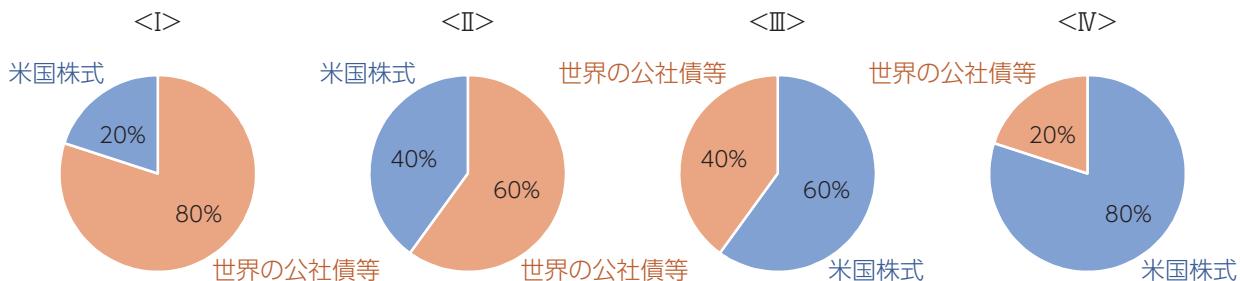
! 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。

特色3

米国の株式および世界の公社債等への資産配分が異なる4ファンドを提供します。

- 各ファンドの米国の株式および世界の公社債等への資産配分は、以下の通りです。ただし、市況動向等の事情によっては資産配分を変更する場合があります。

【資産配分】



※上記は、2025年5月30日時点での資産配分であり、実際とは異なる場合があります。なお、当該資産配分比率を維持するため、適宜リバランスを行うことがあります。

特色4

原則として、為替ヘッジは行いません。

- 実質組入外貨建資産について、原則として為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

特色5

年1回の決算時(4月20日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2026年4月20日です。)

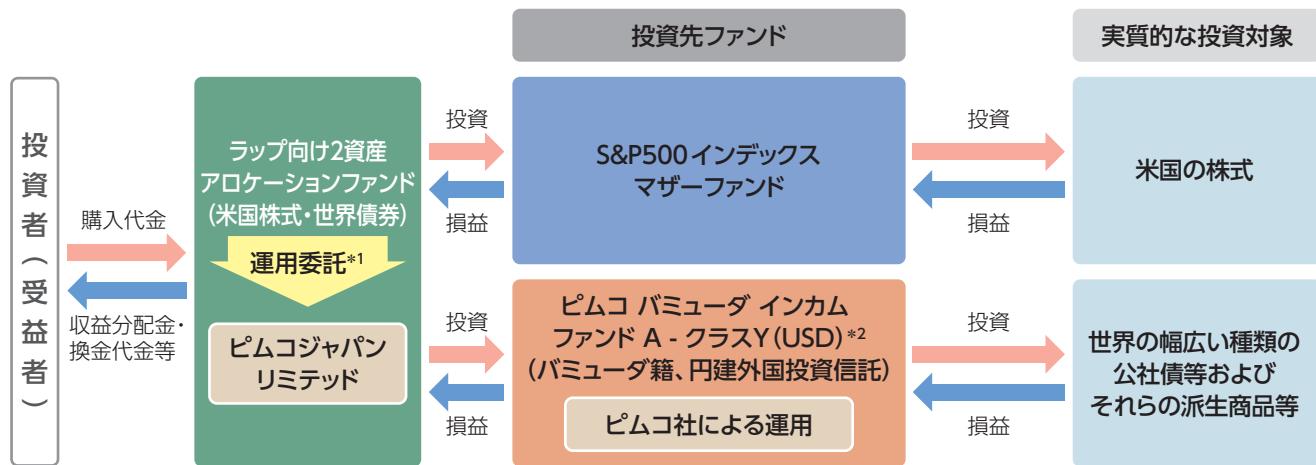
■主な投資制限

株式への投資	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券への投資	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産への投資	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。

- ・ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資するしくみです。
- ・ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則(「投資信託等の運用に関する規則」第2条)に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。



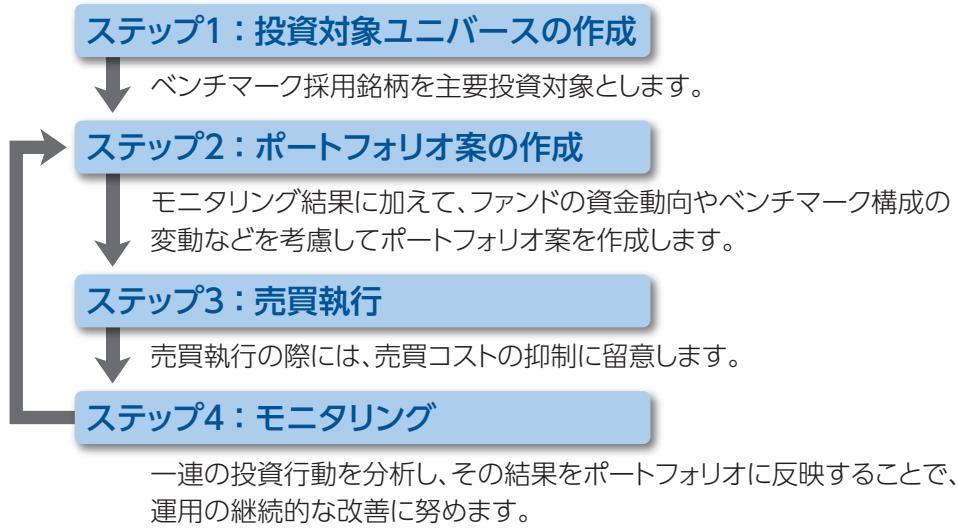
*1 ピムコ社が運用する円建外国投資信託(世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資)への投資の指図権限のみピムコジャパンリミテッドに委託します。

*2 ピムコ バミューダ インカム ファンド A- クラスY(USD)は、原則として、ピムコ バミューダ インカム ファンド(M)の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。

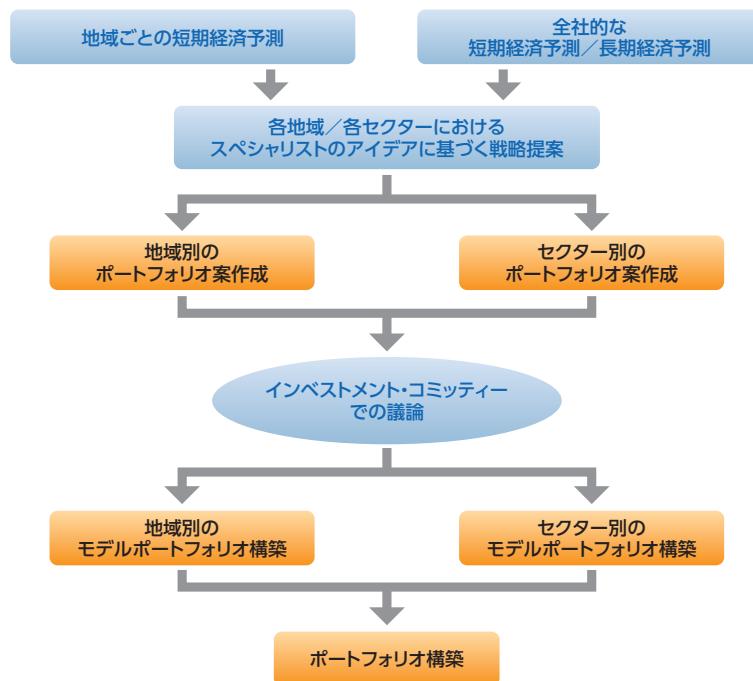
!
投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は丸三証券株式会社の投資助言に基づき決定します。

■各投資信託証券の運用プロセス

【S&P500インデックスマザーファンド】



【ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(USD)】



! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

☞ 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

■投資対象とする投資信託証券の概要(2025年2月末現在)

S&P500インデックスマザーファンド	
形態	証券投資信託
ベンチマーク (対象インデックス)	S&P500指数(配当込み、円換算ベース)
投資態度	<p>①主として対象インデックスに採用されている米国の株式に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。</p> <p>②株式の組入比率は原則として高位を保ちます。</p> <p>③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。</p> <p>④組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。</p> <p>⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。</p>
主な投資対象	米国の株式を主要投資対象とします。
主な投資制限	<p>①株式への投資割合に制限を設けません。</p> <p>②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。</p> <p>③投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。</p> <p>④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。</p> <p>⑤外貨建資産への投資割合に制限を設けません。</p> <p>⑥有価証券先物取引等を行うことができます。</p> <p>⑦スワップ取引を行うことができます。</p> <p>⑧外国為替予約取引を行うことができます。</p> <p>⑨デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。</p> <p>⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。</p>
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2013年11月27日
決算日	原則、毎年2月・8月の各25日。ただし、該当日が休業日のときは該当日以降の最初の営業日を決算日とします。
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

ピムコ バミューダ インカム ファンド A - クラスY(USD)

形態	バミューダ籍・円建外国投資信託
投資態度	ピムコ バミューダ インカム ファンド(M)への投資を通じて、世界(新興国を含みます。以下同じ。)の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資を行い、利子収益の確保および長期的な値上がり益の獲得をめざします。
主な投資対象	世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・通常、総資産の65%以上を世界の幅広い種類の公社債等およびそれらの派生商品等に投資します。 ・投資適格未満の公社債等への投資比率は総資産の50%以内とします。ただし、資産担保証券およびモーゲージ証券についてはこの限りではありません。 ・ポートフォリオの平均デュレーション*は、原則として0~8年の範囲で調整します。 ※デュレーションとは、債券の投資元本の回収に要する平均残存期間や金利感応度を意味する指標です。 この値が大きいほど、金利変動に対する債券価格の変動率が大きくなります。 ・米ドル以外の通貨エクスポージャーを総資産の15%以内とします。 ・新興国の発行体が発行する銘柄への投資は総資産の20%以内とします。 ・保有外貨建て資産に対し、原則として、為替ヘッジを行いません。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	税金、法律関係の費用、監査費用、有価証券等の売買に係る手数料、設立費用、保管費用、借入金・立替金の利息等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	Pacific Investment Management Company LLC (PIMCO)
設定日	2014年2月28日
決算日	毎年10月31日
分配方針	原則として毎月分配を行う方針です。

原則として「ピムコ バミューダ インカム ファンド(M)」の投資信託証券を通じて実質的な投資を行います。なお、「ピムコ バミューダ インカム ファンド(M)」においては運用管理費用(信託報酬)、購入時手数料および信託財産留保額はかかりません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。



投資リスク

■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に組み入れる有価証券等(バンクローンを含みます。以下同じ。)の価格変動の影響を受けます。

・株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。

・公社債等の価格は、市場金利の変動の影響を受けて変動します。一般に市場金利が上がると、公社債等の価格は下落し、組入公社債等の価格の下落は基準価額の下落要因となります。市場金利の変動による公社債等の価格の変動は、一般にその公社債等の残存期間が長いほど大きくなる傾向があります。

・転換社債は、株式および債券の両方の性格を有しており、株式および債券の価格変動の影響を受け、組入転換社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

【デリバティブ(派生商品)の取引等に関するリスク】

デリバティブ取引等は金利変動、為替変動等を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。買い建てたデリバティブ取引等(ロング・ポジション)の価格が下落した場合、もしくは売り建てたデリバティブ取引等(ショート・ポジション)の価格が上昇した場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。特に、ロング・ポジションの価格が下落する一方、ショート・ポジションの価格が上昇した場合には、基準価額が大幅に下落することがあります。また、デリバティブ取引等は、少額の証拠金をもとに多額の取引を行うため、損失が発生した場合には、金利変動、為替変動等の影響が増幅され、多額の損失をもたらす場合があります。

為替変動 リスク

主要投資対象とする投資信託証券への投資を通じて、実質的に外貨建資産に投資を行います。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を受けます。

信用リスク

有価証券等の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、有価証券等の価格が下落(債券の場合は利回りが上昇)すること、配当金が減額あるいは支払いが停止、または利払いや償還金の支払いが滞ること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。

流動性 リスク

有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。また、バンクローンは、公社債と比べ、一般的に取引量も少ないため、流動性リスクも高い傾向にあります。

カントリー・リスク

ファンドは、新興国の有価証券等に実質的な投資を行うことがあります。新興国への投資は、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響などを受けることにより、先進国への投資を行う場合に比べて、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

低格付債券への投資リスク

ファンドは、格付けの低い公社債等に投資する場合があり、格付けの高い公社債等への投資を行う場合に比べて、価格変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

■その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ・ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・投資対象ファンドのうちマザーファンドについては、当該マザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。なお、運用委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているが、委託会社においても運用委託先の投資リスクに対する管理体制や管理状況等をモニタリングしています。

<ピムコ社が運用する円建外国投資信託の信用リスク管理方法>

ピムコ社が運用する円建外国投資信託の管理会社および投資運用会社は、当該円建外国投資信託において、欧州委員会が制定した指令(UCITS指令)に定めるリスク管理方法に基づき信用リスクを管理します。



投資リスク

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

右図におけるファンドの年間騰落率はありません。

● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2020年3月末～2025年2月末)



(注)全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指標について

資産クラス	指標名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指數値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指標の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指標の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指標を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指標で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指標の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



運用実績

■基準価額・純資産の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■分配の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■主要な資産の状況

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

■年間收益率の推移

有価証券届出書提出日現在、該当事項はありません。

ファンドにベンチマークはありません。

運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



手続・手数料等

■お申込みメモ

購入時	申込の受付	ラップ口座に係る契約*に基づいてラップ口座の資金を運用するためのファンドであり、ファンドの購入申込者は、販売会社にラップ口座を開設のうえ購入のお申込みを行うものとします。 ※同様の権利義務関係を規定する契約の名称は販売会社によって異なります。
	購入単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	購入価額	当初自己設定:1口当たり1円 継続申込期間:購入申込受付日の翌営業日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	購入代金	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
換金時	換金単位	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
	換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から販売会社においてお支払いします。
申込について	申込不可日	次のいずれかに該当する日には、購入・換金はできません。 ・ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行の休業日
	申込締切時間	原則として、午後3時30分までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。 なお、販売会社によっては異なる場合があります。
	購入の申込期間	当初自己設定:2025年6月16日 継続申込期間:2025年6月16日から2026年7月17日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	換金制限	各ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し		金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象証券の購入・換金の制限、投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。
		また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、各ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。
その他	信託期間	2035年4月20日まで(2025年6月16日設定)
	繰上償還	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・各ファンドについて、受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・各ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・投資対象とする外国投資信託が償還するとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	決算日	毎年4月20日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2026年4月20日
	収益分配	年1回の決算時に分配金額を決定します。(分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。) 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	信託金の限度額	各ファンド5,000億円
	公告	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ(https://www.am.mufg.jp/)に掲載します。
	運用報告書	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。

■ファンドの費用・税金



ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	いません。
信託財産留保額	いません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

各ファンドの日々の純資産総額に対して、次に掲げる率をかけた額とします。

	信託報酬率
2資産ファンドI	年率0.7722% (税抜 年率0.7020%)
2資産ファンドII	年率0.6402% (税抜 年率0.5820%)
2資産ファンドIII	年率0.5082% (税抜 年率0.4620%)
2資産ファンドIV	年率0.3762% (税抜 年率0.3420%)

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

各ファンドが投資対象とする投資信託証券では運用管理費用(信託報酬)はかかりませんので、投資者が負担する実質的な運用管理費用(信託報酬)は上記と同じです。

各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。

支払先	配分(税抜)			
	2資産ファンドI	2資産ファンドII	2資産ファンドIII	2資産ファンドIV
委託会社	0.681%	0.561%	0.441%	0.321%
販売会社	0.001%			
受託会社	0.02%			

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

●運用指図権限の委託先への報酬

委託会社が受けける報酬から、原則として毎年3・6・9・12月の15日(休業日の場合は翌営業日)および償還時から3ヵ月以内に支払われ、その報酬額は、計算期間を通じて毎日、各ファンドに属する外国投資信託の投資信託証券の時価総額に年率0.66%(税抜 年率0.6%)以内をかけた額とします。

(有価証券の貸付の指図を行った場合)

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

投資対象とする投資信託証券がマザーファンドで、当該マザーファンドにおいて有価証券の貸付の指図を行った場合、マザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の**49.5% (税抜 45.0%)**以内の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。

委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は13.5:31.5の割合となります。

<各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	各ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	各ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

以下の費用・手数料についても各ファンドが負担します。

・監査法人に支払われる各ファンドの監査費用

・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料

・投資対象とする投資信託証券における諸費用および税金等

・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用

・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等

※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

その他の費用・手数料

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、各ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の6ヵ月終了時、毎決算時または償還時に各ファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、各ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



手続・手数料等

Tax

¥

税 金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2025年2月末現在のものです。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

運用報告書作成対象期間が到来していないため、該当事項はありません。



目論見書を読み解くガイド

https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html